



山形県公報

平成16年3月9日(火)
第1523号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                      |                   |     |
|----------------------|-------------------|-----|
| 争議行為を行う旨の通知.....     | (雇用労政課) ...       | 263 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....   | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 265 |
| 道路の区域の変更.....        | (最上総合支庁建設総務課) ... | 同   |
| 建設業者に対する営業停止の処分..... | (同) ...           | 同   |

### 病院事業局関係

#### 規 程

|                               |  |     |
|-------------------------------|--|-----|
| 山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程..... |  | 266 |
|-------------------------------|--|-----|

### 公 告

|                   |                 |     |
|-------------------|-----------------|-----|
| 県営住宅入居者の一般公募..... | (置賜総合支庁建築課) ... | 267 |
| 一般競争入札の公告.....    | (病院事業局) ...     | 270 |
| 同 .....           | (同) ...         | 271 |
| 同 .....           | (同) ...         | 同   |
| 同 .....           | (同) ...         | 272 |
| 同 .....           | (同) ...         | 273 |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第259号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成16年2月26日次のとおり通知があった。

平成16年3月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

#### 2 期 間

平成16年3月17日以降事件解決の日まで

#### 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

訪問看護ステーションきずな

同 日枝海老島159番地1号

庄内医療生活協同組合

協立歯科クリニック

同

|                                      |                      |
|--------------------------------------|----------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>協立リハビリテーション病院          | 東田川郡櫛引町大字上山添字神明前38番地 |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所                | 鶴岡市大山二丁目26番3号        |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所                | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9   |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば            | 鶴岡市双葉町13番45号         |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立慢性疾患クリニック            | 同 文園町11番3号           |
| 医療法人健友会<br>本間病院                      | 酒田市中町三丁目4番20号        |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所                    | 同 中町三丁目3番18号         |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき            | 同                    |
| 医療法人健友会<br>在宅介護支援センター                | 同                    |
| 医療法人山容会<br>山容病院                      | 同 高砂二丁目1番64号         |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院              | 山形市沖町79番1号           |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院           | 同 東原町一丁目12番26号       |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院                 | 同 桜町7番44号            |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所          | 東村山郡中山町大字長崎3034番地    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院老人訪問看護ステーション     | 山形市桜町4番10号           |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院桜町わかばクリニック       | 同                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション           | 同                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院老人訪問看護ステーションコスモス | 同 上町四丁目6番12号         |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック             | 同 富神前48番5号           |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院                  | 同 桜町2番68号            |
| 医療法人篠田好生会<br>千歳篠田病院                  | 同 長町二丁目10番56号        |
| 医療法人篠田好生会<br>天童温泉篠田病院                | 天童市鎌田一丁目6番46号        |
| 医療法人二本松会<br>山形病院                     | 山形市桜町2番75号           |
| 医療法人二本松会<br>上山病院                     | 上山市金谷字下河原1370番地      |
| 医療法人二本松会<br>心療内科ネルフェンクリニック           | 山形市城南町三丁目6番24号       |

医療法人二本松会

精神障害者地域生活支援センター

同 城南町二丁目1番41号

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為とこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成16年3月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
天保大川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東田川郡楡引町大字黒川字大杉川原246番地
- 3 認可年月日  
平成16年2月27日

山形県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年3月9日から同年3月22日まで縦覧に供する。

平成16年3月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 最上小野田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 最上郡向町大字向町字向町572番から<br>同 字悪戸86番3まで   | 旧    | 58.5メートル<br>と<br>9.5  | メートル<br>543 |
| 最上郡向町大字向町字熊ノ前107番3から<br>同 字悪戸86番3まで | 新    | 64.5メートル<br>と<br>22.7 | メートル<br>549 |

山形県告示第262号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。  
平成16年3月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 処分をした年月日  
平成16年3月3日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 有限会社金田総業
  - (2) 主たる営業所の所在地 最上郡最上町大字月楯79番地の3
  - (3) 代表者の氏名 金田 信義
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般 - 14）第400620号
- 3 処分の内容  
内装仕上工事業に関する営業（下請契約によるものを含む。）について、平成16年3月12日から同月18日までの7日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社金田総業が、調布市発注の調布市立調和小学校新築工事、君津郡市中央病院組合発注の君津中央病院

新病院建設事業建築工事及び社会福祉法人米沢弘和会発注の社会福祉法人米沢弘和会(仮称)サンプラザ第二新築工事において、建設業法第3条1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月9日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

#### 山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局文書管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「文書等」を「文書」に、「第34条」を「第35条」に改め、「第5節 文書以外の記録等の管理(第35条・第36条)」を削り、「(第37条・第38条)」を「(第36条・第37条)」に、「(第39条・第40条)」を「(第38条・第39条)」に改める。

第1条中「その他事務の処理に必要な事項を記録した物」を削る。

第2条第1号中「一切の書類」を「書類(図画、フィルム等を含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」に改め、同条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 電子文書 電磁的記録のうち、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(3) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより交換される電子文書をいう。

第2条に次の1号を加える。

(8) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第6条第1項中「ふれる」を「触れる」に改め、同条第2項中「焼却」を「裁断」に、「廃棄」を「処理」に改める。

第9条第3項中、「進行管理」を削り、「事務」を「事務(担当者が直接送達を受けた電子文書の收受及び直接発送する電子文書の発送の手続を除く。)」に改める。

「第2章 本局の文書等の管理」を「第2章 本局の文書の管理」に改める。

第10条中「次条」を「第11条」に、「余白」を「余白(電子文書にあっては当該文書を用紙に出力したものの余白)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 文書取扱担当者以外の者が直接文書の送達を受けたときは、前項の規定の例により当該文書を收受しなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 文書取扱担当者は電子署名が行われた総合行政ネットワーク文書の送達を受けたときは、電子署名の検証を行うとともに、当該文書を用紙に出力したものの余白に朱書で「電子署名検証済」と記入し、証明印を押印しなければならない。

第12条第1項中「文書取扱担当者」を「文書取扱担当者又は文書取扱担当者以外の者で直接文書の送達を受けたもの」に改める。

第13条第1項中「送達された文書」を「送達された文書(電子文書を除く。)」に改める。

第24条第1項中「施行文書」を「施行文書(電子文書を除く。)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(電子署名の実施)

第24条の2 施行文書(電子文書に限る。)には、課長の定めるところにより、電子署名を行わなければならない。ただし、前条第1項各号に掲げる文書については電子署名の実施を省略することができる。

第25条に次の1項を加える。

3 電子文書を発送するときは、課長が別に定める手続により行わなければならない。

第29条中「、5月末日までに」を削り、同条ただし書中「常用文書」を「常用文書及び電子文書」に改める。

第34条後段を次のように改める。

この場合において、個人情報又は印影等他に利用されるおそれのあるものがある場合は、裁断等の適切な処理を行わなければならない。

「第5節 文書以外の記録等の管理」を削る。

第35条を削る。

第36条中「専決権者に」を「所管する事務につき専決で処理する権限を常例として与えられている者(当該権限に属する事務が代決により行われた場合の当該代決をした者を含む。以下「専決権者」という。)に」に改め、同条を第35条とする。

「第3章 病院の文書等の管理」を「第3章 病院の文書の管理」に改める。

第37条第1項中「文書等」を「文書」に改め、同条を第36条とし、第38条から第40条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成16年3月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地           | 規格   |                | 公募戸数 | 区分               | 家賃              |                            |                            |                            | 敷金     | 摘要     |                            |                            |
|--------------|---------------|------|----------------|------|------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|--------|----------------------------|----------------------------|
|              |               | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積    |      |                  | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 |        |        | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営太田町アパート1号  | 米沢市太田町五丁目1-10 | 2DK  | 平方メートル<br>60.3 | 1    | 特定目的用<br>(障・身障用) | 19,000          | 23,100                     | 27,300                     | 31,500                     | 36,400 | 41,800 | 3月分の家賃に相当する額               | 单身可                        |
| 同 中田第1アパート5号 | 同 中田町658-3    | 同    | 62.1           | 1    | 同                | 21,000          | 25,500                     | 30,200                     | 34,800                     | 40,200 | 46,200 |                            | 单身可                        |
| 同 相生アパート3号   | 同 相生町7-65     | 3DK  | 72.9           | 1    | 一般用              | 23,700          | 28,700                     | 34,000                     | 39,200                     | 45,300 | 52,000 |                            |                            |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成16年4月5日から同月9日まで(ただし、郵送の場合は、平成16年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター置賜事務所

## 5 入居の時期 平成16年6月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院設備機器保守点検業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年3月9日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
- (2) 日 時 平成16年3月23日(火)午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立中央病院設備機器保守点検業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

- (1)に掲げる要件及び(2)又は(3)に掲げる要件を満たす者であること。
- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の27第1項の規定に基づく経営事項審査の結果の通知(当該審査に係る基準日が1の(2)の入札日前1年7月以内のものであって、直近のものに限る。)に係る総合評点が、建築一式工事、管工事又は電気工事のいずれかについて1,000点以上であること。
  - (3) 平成14年4月以降に延べ床面積が50,000平方メートル以上の建物の総合的な機器保守点検業務(運転監視業務を除く。)を元請として実施した実績を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)又は(3)に係る証明書を平成16年3月17日(水)午後5時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。この場合において、これらの証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この公告による入札に参加を希望する者のうち、3の(1)の要件を満たしていない者にあつては、山形県財務規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を平成16年3月16日(火)午後5時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。

なお、当該申請等に係る用紙は、入札説明書と併せて交付する。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- (7) この契約においては談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院洗濯業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年3月9日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
- (2) 日 時 平成16年3月22日(月)午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立中央病院洗濯業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1件当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者のうち、3の要件を満たしていない者にあつては、山形県財務規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を平成16年3月15日(月)午後5時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。  
なお、当該申請等に係る用紙は、入札説明書と併せて交付する。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- (6) この契約においては談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院一般廃棄物収集運搬業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年3月9日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
- (2) 日 時 平成16年3月22日(月)午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立中央病院一般廃棄物収集運搬業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成16年3月17日(水)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者のうち、3の(1)の要件を満たしていない者にあつては、山形県財務規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を平成16年3月15日(月)午後5時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。  
なお、当該申請等に係る用紙は、入札説明書と併せて交付する。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (4) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
  - (7) この契約においては談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院産業廃棄物収集、運搬及び処分業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年3月9日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
- (2) 日 時 平成16年3月22日(月) 午後2時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立中央病院産業廃棄物収集、運搬及び処分業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1立方メートル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年第137号)第14条第1項及び第4項の許可を受けている(同項の許可を受けていない場合であって当該許可を受けている処分業者と産業廃棄物の処分業務について業務提携をしている場合を含む。)こと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成16年3月17日(水)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。(産業廃棄物の処分業務について処分業者と業務提携をしている場合には、その処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けていることを証明する証明書及び業務を適正に実施できることを確約する確約書を併せて提出すること。)
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者のうち、3の(1)の要件を満たしていない者にあつては、山形県財務規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を平成16年3月15日(月)午後5時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。  
なお、当該申請等に係る用紙は、入札説明書と併せて交付する。
  - (3) この公告による入札に参加を希望する者のうち、県外産業廃棄物搬入のための事前協議が必要な場合は、その結果通知等の写しを平成16年3月17日(水)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (5) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (7) 詳細については入札説明書による。
  - (8) この契約においては談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立中央病院感染性廃棄物収集、運搬及び処分業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年3月9日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階第2会議室
- (2) 日 時 平成16年3月22日(月) 午後3時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立中央病院感染性廃棄物収集、運搬及び処分業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 山形県立中央病院
- (5) 入札方法 品目ごとの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項及び第4項の許可を受けている(同項の許可を受けていない場合であって当該許可を受けている処分業者と感染性廃棄物の処分業務について業務提携をしている場合を含む。)こと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課 電話番号023(685)2660
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書を平成16年3月17日(水)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。(感染性廃棄物の処分業務について処分業者と業務提携をしている場合には、その処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第4項の許可を受けていることを証明する証明書及び業務を適正に実施できることを確約する確約書を併せて提出すること。)
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者のうち、3の(1)の要件を満たしていない者にあつては、山形県財務規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書を平成16年3月15日(月)午後5時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。  
なお、当該申請等に係る用紙は、入札説明書と併せて交付する。
  - (3) この公告による入札に参加を希望する者のうち、県外産業廃棄物搬入のための事前協議が必要な場合は、その結果通知等の写しを平成16年3月17日(水)午後3時までに山形県立中央病院総務課に提出すること。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (5) この入札及び契約については、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (7) 詳細については入札説明書による。
  - (8) この契約においては談合等に係る契約解除及び賠償に関する条項を特約条項として設定する。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報番<br>号 | ページ | 行     | 誤                                              | 正                                |
|------------|-----------|-----|-------|------------------------------------------------|----------------------------------|
| 平成15. 4. 1 | 号外(26)    | 15  | 下から4  | 第2条第2号                                         | 第2条第3号                           |
| 同          | 号外(29)    | 10  | 下から16 | 同課                                             | 同項を同欄第3項とし、同課                    |
| 同          | 同         | 15  | 28    | 「をすること(第3条の2の規定により許可に条件を付すことを含む。)」を「に関すること」に改め | 「(第3条の2の規定により許可に条件を付すことを含む。)」を削り |